

投資商品に関する約款・規定の制改定のお知らせ

当社では、投資商品に関する約款・規定を制改定し、2019年5月20日以降、新約款・規定によりお取り扱いさせていただきます。

なお、新約款・規定は、改定前よりお取引きいただいているお客さまに対しても適用されます。改定内容の詳細および新約款・規定集をご入用のお客さまは、店頭窓口までお申し付けください。

※「民法の一部を改正する法律(2020年4月施行)」における定型約款を用いた取引に関する改正を踏まえ、下記約款・規定を改定させていただきます。

※タブレット端末による投資信託の取引開始を踏まえ、下記特約を制定させていただきます。

1. 対象となる約款・規定(条項)

○改定する約款・規定

- ・投資信託取引約款(第19条)
- ・投資信託受益権振替決済口座管理規定(第17条、第21条)
- ・特定口座取引規定(第13条、第18条)
- ・累積投資約款(第10条)
- ・投資信託定時定額購入プラン取扱規定(第12条)
- ・スイッチングサービス取扱規定(第7条)
- ・外国証券取引口座約款(特別会員用)(第21条、第24条)
- ・保護預り規定兼振替決済口座管理規定(第21条、第28条)
- ・一般債振替決済口座管理規定(第18条、第23条)

○制定する特約

- ・タブレット端末による投資信託取引特約

2. 改定内容

次の条項の下線部を改定します。

改定前	改定後
<p><投資信託取引約款> 第19条(約款の変更)</p> <p>1. 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに変更されることがあります。</p> <p>2. 前項により変更が行われた場合には、この取引は変更後の約款に従うこととします。</p> <p>2014年7月1日現在</p> <p>以上</p>	<p><投資信託取引約款> 第19条(約款の変更)</p> <p>1. 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>2019年5月20日現在</u></p> <p>以上</p>
<p><投資信託受益権振替決済口座管理規定> 第17条(解約等)</p> <p>1. (省略)</p> <p>(1) 申込者から解約のお申し出があった場合</p> <p>(2) 申込者が手数料を支払わないとき</p> <p>(3) 申込者等がこの規定に違反したとき</p> <p>(4) 口座残高がない場合</p>	<p><投資信託受益権振替決済口座管理規定> 第17条(解約等)</p> <p>1. (省略)</p> <p>(1) 申込者から解約のお申し出があった場合</p> <p>(2) 申込者が手数料を支払わないとき</p> <p>(3) 申込者等がこの規定に違反したとき</p> <p>(4) 口座残高がない場合</p>

- (5) 申込者が第21条に定めるこの規定の変更に同意しないとき
 (6) 申込者が次の各号の一でも該当し、当社が取引を継続することが不適切であると認めて、解約を申し出たとき

第21条(この規定の変更)

この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取扱います。
 2014年7月1日現在

以上

<特定口座取引規定>

第13条(特定口座の廃止)

この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴い申込者の特定口座は廃止されるものとします。

- (1) 申込者から当社に対して、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
 (2) 租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき
 (3) 申込者が出国により居住者に該当しないこととなった場合で、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
 (4) 特定口座を利用する投資信託等取引口座が解約されたとき
 (5) 申込者が本規定の変更に同意なさないとき
 (6) 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社が申込者に対し、解約を申し出たとき
 (7) その他やむを得ない事由が生じ、当社が申込者に対し、解約を申し出たとき

第18条(本規定の変更)

1. 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。
 2. 前項により変更が行われた場合には、この取引は変更後の規定に従うこととします。

2016年1月1日現在

<附則>

この規定は、2016年1月1日より適用いたします。

以上

(条文削除)

- (5) 申込者が次の各号の一でも該当し、当社が取引を継続することが不適切であると認めて、解約を申し出たとき

第21条(規定の変更)

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

<特定口座取引規定>

第13条(特定口座の廃止)

この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴い申込者の特定口座は廃止されるものとします。

- (1) 申込者から当社に対して、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
 (2) 租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき
 (3) 申込者が出国により居住者に該当しないこととなった場合で、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
 (4) 特定口座を利用する投資信託等取引口座が解約されたとき

(条文削除)

- (5) 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社が申込者に対し、解約を申し出たとき
 (6) その他やむを得ない事由が生じ、当社が申込者に対し、解約を申し出たとき

第18条(本規定の変更)

本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

<累積投資約款>

第10条(その他)

1. 当社はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに、変更されることがあります。
3. 前項により変更が行われた場合には、この約款に基づく取引は変更後の約款に従うこととします。

2014年7月1日現在

以上

<投資信託定時定額購入プラン取扱規定>

第12条(規定の変更)

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに変更されることがあります。

2014年7月1日現在

以上

<スイッチングサービス取扱規定>

第7条(その他)

この規定は、法令の変更または監督官庁および振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。

2014年7月1日現在

以上

<外国証券取引口座約款(特別会員用)>

第21条(契約の解除)

1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
 - (1) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき
 - (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
 - (3) 第24条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき
 - (4) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき

<累積投資約款>

第10条(その他)

1. 当社はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

<投資信託定時定額購入プラン取扱規定>

第12条(規定の変更)

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

<スイッチングサービス取扱規定>

第7条(その他)

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

<外国証券取引口座約款(特別会員用)>

第21条(契約の解除)

1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
 - (1) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき
 - (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき(条文削除)
 - (3) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき

第24条(約款の変更)

1. 当社は、この約款の内容が変更される場合は、申込者にその変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。
2. 前項の通知は、その内容が申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものでない場合又はその内容の変更が軽微である場合は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による広告に代えることができるものとします。

2014年7月1日現在

以上

<保護預り規定兼振替決済口座管理規定>

第21条(解約等)

(省略)

4. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - (1) お客さまが手数料を支払わないとき
 - (2) お客さまについて相続の開始があったとき
 - (3) お客さまがこの規定に違反したとき
 - (4) お客さまが第28条に定めるこの規定の変更に同意しないとき
 - (5) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

第28条(規定の変更)

この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

2014年7月1日現在

<一般債振替決済口座管理規定>

第18条(解約等)

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第5条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - (1) お客さまから解約のお申出があった場合
 - (2) お客さまが手数料を支払わないとき
 - (3) お客さまがこの規定に違反したとき
 - (4) 第14条による料金の計算期間が満了したときに、口座残高がない場合

第24条(約款の変更)

本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

<保護預り規定兼振替決済口座管理規定>

第21条(解約等)

(省略)

4. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - (1) お客さまが手数料を支払わないとき
 - (2) お客さまについて相続の開始があったとき
 - (3) お客さまがこの規定に違反したとき
 - (4) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

第28条(規定の変更)

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

<一般債振替決済口座管理規定>

第18条(解約等)

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第5条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - (1) お客さまから解約のお申出があった場合
 - (2) お客さまが手数料を支払わないとき
 - (3) お客さまがこの規定に違反したとき
 - (4) 第14条による料金の計算期間が満了したときに、口座残高がない場合

- (5)お客さまが第23条に定めるこの規定の変更に同意しないとき
(6)やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

第23条(この規定の変更)

この規定は、法令の変更又は監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限する若しくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

2014年7月1日現在

(条文削除)

- (5)やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

第23条(規定の変更)

この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2019年5月20日現在

以上

3. 制定内容

次の特約を制定します。

<タブレット端末による投資信託取引特約>

第1条 (本特約の適用範囲)

本特約は、当社が販売担当者に貸与したタブレット端末で、各種投資信託取引を行うお客さま(以下「申込者」といいます。)との取引に適用されます。

また、本特約に別段の定めがない場合は、本特約に矛盾しない限度で、諸法令および「投資信託取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「特定口座取引規定」「投資信託定時定額購入プラン取扱規定」「累積投資約款」等の各規定に従うものとしします。

第2条 (取扱範囲)

当社がタブレット端末による投資信託取引で取扱う取引の範囲は、当社が別途定めるものとしします。

第3条 (取扱商品)

申込者がタブレット端末による投資信託取引を利用してお取引できる投資信託受益権は、当社が別途定めるもの(以下「取扱商品」といいます。)としします。店頭・インターネット等での取扱商品とは異なる場合もあります。

第4条 (タブレットによる投資信託取引の申込方法)

申込者が、タブレット端末による投資信託取引を行うときは、タブレット端末に表示された取引内容を確認のうえ、タブレット端末のパネル上にご署名(以下「電子サイン」といいます)をいただきます。

当社は、電子サインをいただくことをもって申込者の意思確認としします。

第5条 (本人確認等)

申込者が、タブレット端末による投資信託取引を行うときは、お取引の都度、本人確認資料(住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に定める確認書類)をご提示いただきます。

当社は、申込者があらかじめお届けいただいた氏名、生年月日、住所と本人確認資料の一致をもって、投資信託口座名義人本人とみなしします。

第6条 (口座振替の利用)

タブレット端末による投資信託取引における口座振替については、あらかじめお届けいただいた指定預金口座(引落とし口座をお届けいただいていない場合は、入金口座としてお届けいただいている口座)より行います。

この場合、振替日、振替金額については、タブレット端末に表示された購入等申込の内容のとおりとしします。この場合、当該預金規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の提出を省略するものとしします。

第7条 (免責条項)

当社が、第5条の本人確認等について、相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた取扱いを行った場合には、投資信託口座名義人本人でなかった場合等の事故があっても、そのために生じた損害について当社は、その責を負いません。

第8条 (特約の変更)

この特約は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知しします。

2019年5月20日現在

以上